

平成28年10月19日  
eドキュメントJAPAN2016

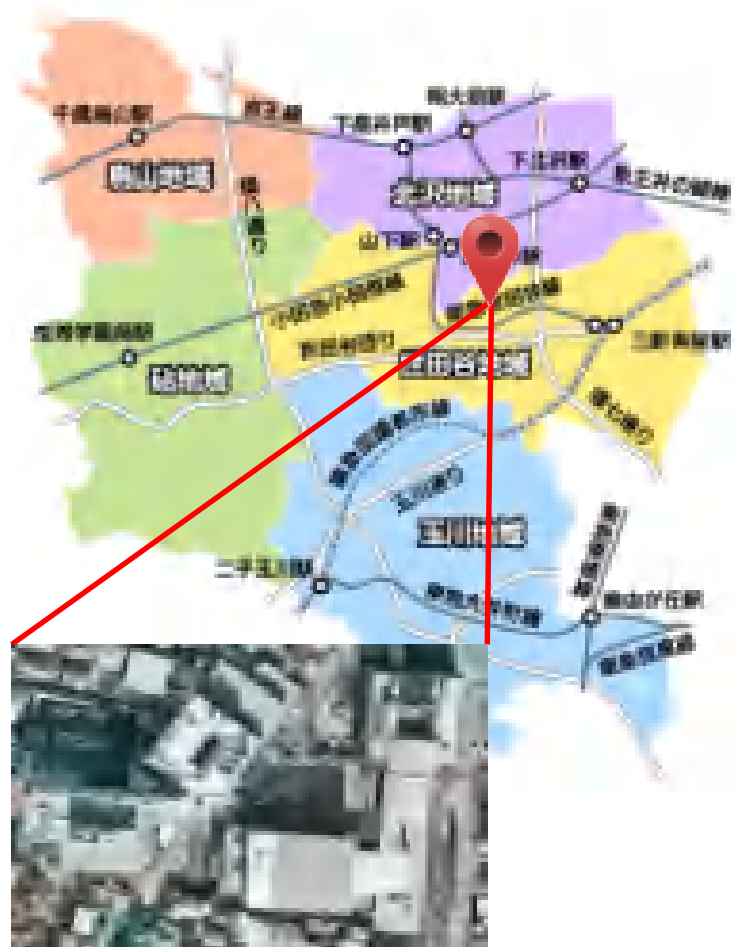
# 膨大な紙台帳の電子台帳化への挑戦

～ 世田谷区の電子台帳化による業務改革の推進事例紹介～

世田谷区 地域行政部  
情報政策課長 庄司秀人

# 世田谷区について

- 東京23区中の西南端にあり、おおむね東経139度39分、北緯35度38分（区役所本庁舎）に位置する。
- 東は目黒区・渋谷区、北は杉並区・三鷹市、西は狛江市・調布市、南は大田区とそれぞれ接し、さらに多摩川をはさんで神奈川県川崎市と向かい合っている。
- 区域の形は、東西約9km、南北約8kmのほぼ平行四辺形、面積は58.05km<sup>2</sup>。
- 平成28年10月1日現在の住民基本台帳人口892,210人、世帯数467,623世帯で、東京23区中では、人口、世帯数ともに第1位である。



# 世田谷区について

**第3庁舎**  
平成4年竣工  
築24年  
地上3階



**第2庁舎**  
昭和44年竣工  
築47年  
地下1階、地上5階



**第1庁舎**  
昭和35年竣工  
築56年  
地下1階、地上5階



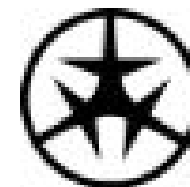
**世田谷区民会館**  
昭和34年竣工  
築57年  
地下1階、地上2階



# 世田谷区について

## ➤ 区の紋章

外輪の円は区内の平和、中心は「世」の文字が三方に広がり、人びとの協力と区の発展を意味する。



## ➤ 区の鳥 オナガ

雑食性。カラス科。東部イベリア、中国、日本に分布しているが、日本では特に関東平野に多く、人家近くの疎林に小群をなして住んでいる。



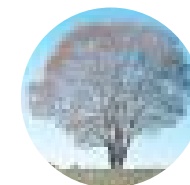
## ➤ 区の花 サギソウ

北海道、青森を除く日本各地の湿地に自生する野生ラン。白い3センチメートルほどの花の形が白鷺そっくりである。かつては区内の水辺にも自生していた。



## ➤ 区の樹 ケヤキ

区内各所に見られる幹の太い、まっすぐな大木。大木であり、広い板面が得られるところから、お寺や神社などの建築材によく使われる。



# 世田谷区について

- 正規職員 約5,000人
- 非常勤職員 約3,000人（うち事務用パソコン用ID保有者約1,500人）
- 業務システム 約200システム
- パソコン台数 約6,000台（うちシンクライアント600台、順次展開予定）
  
- 平成28年度一般会計予算 約2,900億円
- 情報システム関連予算 約60億円（一般会計予算の約2%）
  
- C I O ・ C I S O 副区長
- C I O ・ C I S O アドバイザー 外部有識者2名に委嘱
- C S I R T 平成28年1月1日設置



# 区民サービスの状況

- ▶ 地域住民に密着した総合的なサービスの提供、地域の実情に沿ったまちづくりや地域福祉の推進などの重要な課題に取り組むため、本庁のほか、区域を5つの地域（世田谷地域、北沢地域、玉川地域、砧地域、烏山地域）に分けて総合支所を置き、さらに出張所を8ヶ所（うち3ヶ所は総合支所内）に置いて区民サービスを行っている。
- ▶ まちづくりの拠点として、区域を27の地区に区分して「まちづくりセンター」を設置し、まちづくり活動の推進、地区における広報・広聴、防災・防犯活動への支援など、地区におけるコミュニティ活動・地区防災対策等を行っている。



# 区民サービスの状況

- 証明書自動交付機を総合支所、出張所、まちづくりセンターなど区内32施設に38台設置し、住民票の写し、印鑑登録証明書、課税・納税証明書の発行サービスを行っている。
- 証明書自動交付機の利用登録者数は約40万人、各種証明書の年間発行数は約52万枚で、窓口交付も含めた年間の証明発行件数の約50%である。
- 平成28年2月からはコンビニ交付も開始した。



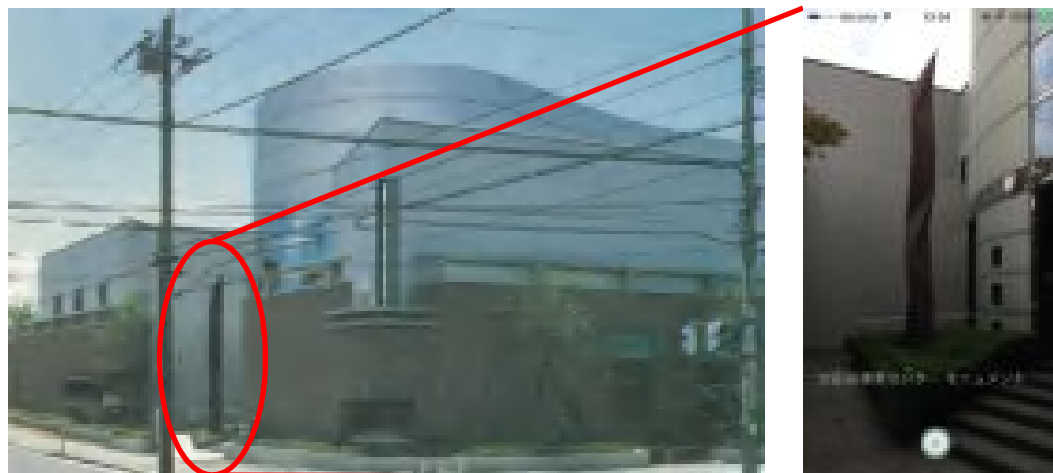
# 情報政策課

- 情報政策課は、課長1名、係長6名、職員17名、非常勤2名の計26名で、区の情報化推進、情報セキュリティを担っている。
- 区の情報化の拠点として、本庁から徒歩15分程度の場所に独自のデータセンター「世田谷区事務センター」を持っており、ここで区の情報システムの多くを設置・管理している。
- 世田谷区事務センターには情報政策課職員のほか、サーバ機器の運用等を委託している世田谷サービス公社の社員やベンダーSE等が合わせて90名前後常駐している。

## 世田谷区事務センター

平成元年2月竣工、築28年  
地下1階、地上2階

敷地面積 1,496.62m<sup>2</sup>  
建築面積 917.08 m<sup>2</sup>  
延床面積 2,587.54 m<sup>2</sup>







# 株式会社世田谷サービス公社

- 世田谷区の外郭団体であり、昭和60年4月に設立。
- 区の議決権比率は89.89%。他の株主はみずほ銀行、三井住友信託銀行、富士通、日本電気、東芝ソリューション、東京急行電鉄、東神開発。
- 主な事業は、区民利用施設の維持管理（指定管理者）、区のIT支援事業、コミュニティラジオ局「エフエム世田谷（83.4MHz）」など、地域社会の発展と区民福祉の向上をめざし、公と民の隙間を埋める企業として業務を展開している。
- 区のIT支援事業として、サーバ機器オペレーション、区職員向けヘルプデスク、業務システムの運用のほか、事務センターの施設管理業務（設備保守、清掃、警備など）を行っている。



# 基幹システムの共同利用

- 基幹システム（住民記録、税、国保等の統合パッケージ）は世田谷区事務センターでオンプレミス運用していたが、平成26年1月より、同じ統合パッケージを利用する他区とクラウドサービス（PaaS型）を共同利用している。
- クラウドサービスは4区（世田谷区、豊島区、中央区、練馬区）の共同利用であり、各区のクラウドサービス利用開始時期は次のとおり。

- 世田谷区（平成26年1月）
- 豊島区（平成26年5月）
- 中央区（平成27年1月）
- 練馬区（平成27年1月）



# 汎用台帳システム導入の経緯

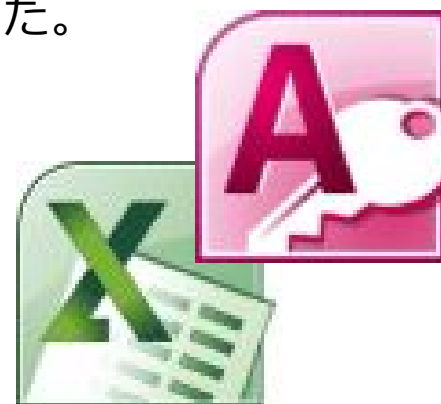
- 平成26年7月の特別区電子計算主管課長会主催の情報システム担当者勉強会で「台帳システムの共同化」について議論した。
- 個人情報を含む業務台帳をエクセルやアクセスで管理している場合、アクセス権限管理、操作記録管理、データ更新履歴管理などを行うことが出来ず、情報セキュリティの機密性、完全性、可用性を脅かす大きなリスクとなることを認識。
- 汎用台帳システムを導入することにより、情報セキュリティ上のリスクを軽減できるのではないか、という期待。
- 平成26年11月に第2回勉強会を開催し、汎用台帳システム導入の先進事例として大野城市の担当者を招いて話を聞いた。
- 汎用台帳システムの導入が情報セキュリティの視点から有効であることをほぼ確信し、平成28年度導入を目指して検討を開始した。



# 汎用台帳システム導入の経緯

- 個人情報扱う業務システムでは、アクセス権限管理、操作記録管理、データ更新履歴管理がしっかりと行われている。
- 臨時の処理など、業務システムにない機能が求められる場合には、業務システムのデータベースから必要なデータを抽出し、職員がエクセル、アクセスなどで作りこんで台帳処理を行っているが（EUC）、操作記録やデータ更新履歴が残らない。
- 職員がエクセル、アクセスで作った台帳を汎用台帳システムに置き換えることを主眼に、当初は平成27年度にプロポーザルにより製品選定し、平成28年度予算で調達、利用開始することを目指した。

が . . . .



# 汎用台帳システム導入の経緯

- 「世田谷区における「地域包括ケアシステムの推進」にICTを活用せよ」との下命が突然下る。
- 区内27地区の「まちづくりセンター」に、「あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）」と「社会福祉協議会地区事務局」が入り、「福祉の相談窓口」を設置して、三者が連携して、様々な相談を受け付けるにあたり、三者が情報共有をするしくみとして、従来は紙で行っていた相談記録を電子化して共有せよ、との指示。
- 「福祉の相談窓口」は平成26年10月から一部のまちづくりセンターで試行を開始しており、平成28年7月1日の全面スタートに向けて、相談記録の電子化に取り組むことになった。



# 世田谷区の目指す 「地域包括ケアシステム」とは

## 1 地域包括ケアシステムの対象

- 世田谷区は、これまで「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会の実現」を目指し、公的サービスの充実とともに、支えあい活動等の区民や地域の活動団体等と協働した多様な取組みを進めてきた。平成26年3月には、世田谷区地域保健医療福祉総合計画を策定し、区の目指す地域包括ケアシステムは対象を高齢者だけでなく、障害者、子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者など対象を広く捉えて推進することとした。
- また、地域包括ケアシステムは、支援を必要とする人だけのものではなく、元気な高齢者や学生、主婦など幅広い区民参加のもとで地域包括ケアシステムを推進する。

# 世田谷区の目指す 「地域包括ケアシステム」とは

## 2 多様なサービスや基盤の創出

- 国は、地域包括ケアシステムにおいて、要介護高齢者の地域生活を支える要素として、(1)医療(2)介護(3)予防(4)住まい(5)生活支援の5つを挙げている。誰もが安心して地域で暮らし続けるためには、こうした多様なサービスや基盤が必要であり、公的サービスとともに、区民や地域の活動団体等との連携・協働による新たなサービスや基盤を創出する。
- 公的サービスの基盤整備については、総合計画を受けて策定した、第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、ノーマライゼーションプラン、第4期障害福祉計画、子ども計画（第2期）等により、公的サービスの基盤整備を計画的に推進する。
- また、医療連携の取組みをさらに推進し、身近な地区において、医療と介護・福祉サービス等が一体的に提供できる仕組みづくりを進める。



# 世田谷区の目指す 「地域包括ケアシステム」とは

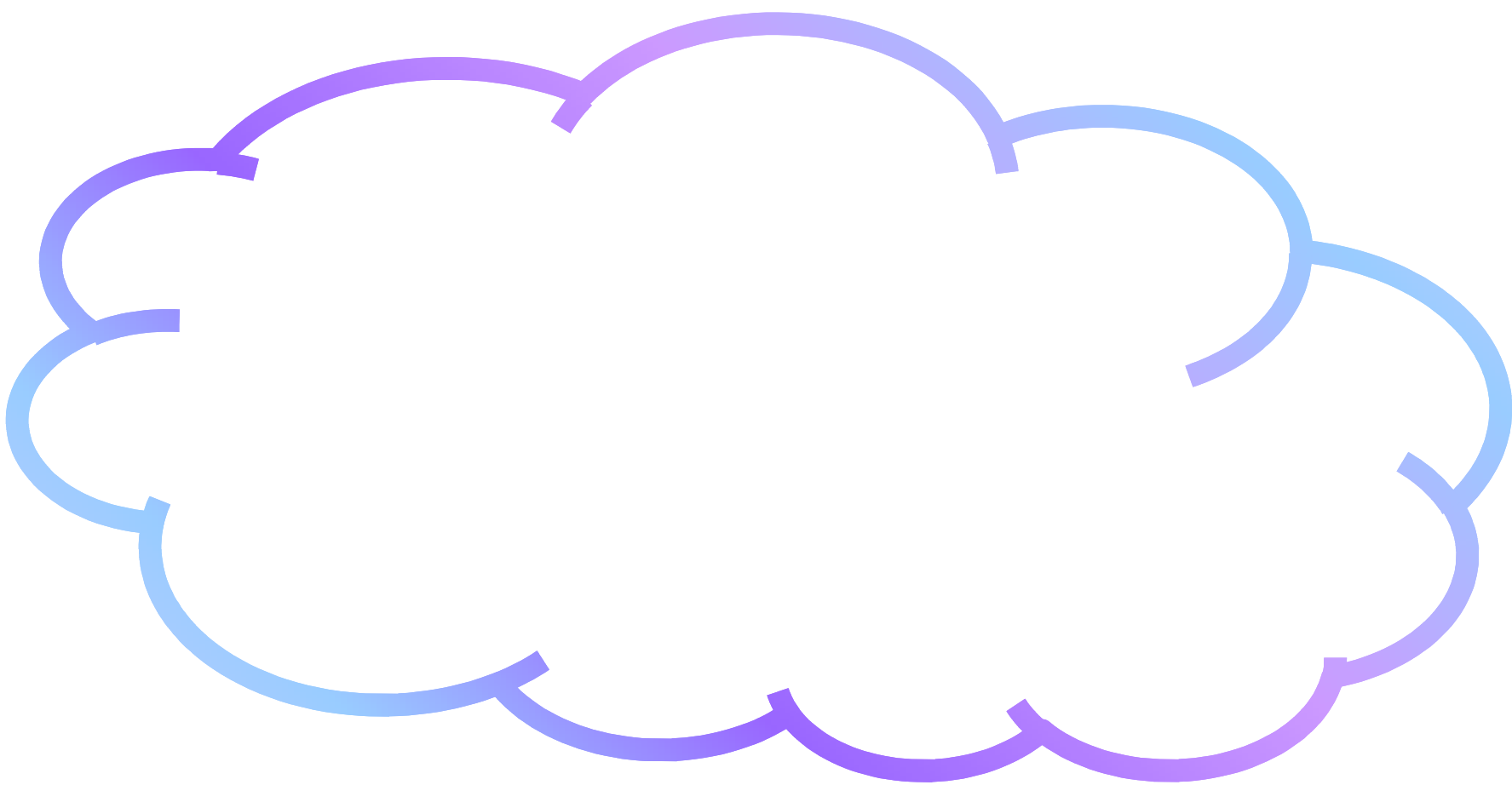
## 3 相談支援の充実と区民等の参加促進

- 支援の必要な人を早期に発見して支援につなげていくとともに、介護、障害、経済的な課題等の複合化した問題を抱える人に対して、縦割りではなく、総合的な支援ができる仕組みづくりを進める。
- 地域の課題を地域の力で解決できるよう、相談支援の中から地域の課題を把握し、区民や地域の活動団体、事業者、NPO等との連携・協働やマッチングによる、新たなサービス等の創出を進める。

# 世田谷区の目指す 「地域包括ケアシステム」とは

## 4 地域包括ケアシステムの構築

- 包括的・継続的なケアマネジメントにより、公的サービスをはじめ、地域の人材や社会資源<sup>1</sup>を活かした、総合的な支援ができる環境づくりを目指す。そのために、地域ケア会議<sup>2</sup>において事例検討等による事業者等のケアマネジメントの力の向上を図るとともに、地域の課題を把握・検討し、政策形成に結びつける仕組みづくりを進める。
  - 1) 社会資源とは建物、施設、公的サービス、地域住民（団体、事業者、NPO等）の主体的な活動やネットワーク等を指す。
  - 2) 支援が必要な方に地域で包括的・継続的支援を効果的に実施していくため、多職種により構成される会議。世田谷区では、地区、地域、全区のそれぞれで実施予定。
- 区が目指す地域包括ケアシステムは一朝一夕には構築できないが、団塊の世代が後期高齢者になる2025年(平成37年)も視野に入れ、身近な地区全体で支えあい、助け合う力を創出していきながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指していく。

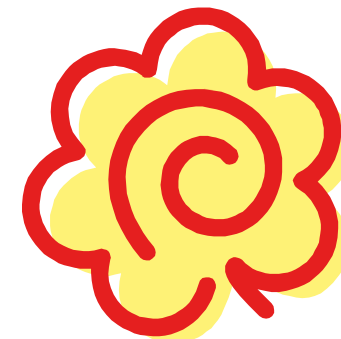


世田谷区の目指す  
「地域包括ケアシステム」  
について詳しくは

<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/105/148/1812/index.html>

# 汎用台帳システムの選定

- 当初は平成27年度にプロポーザルにより製品選定、平成28年度予算で調達、利用開始を目指していたが、地域包括ケアシステム推進のために急遽、平成27年度中の調達とデータベース構築が必要となった。
- 世田谷区の求める要件、機能を満たす製品があるかどうか、平成27年8月にRFIを実施。
- 結果、RFIに応じたのは、「株式会社ジムコ」一社のみ。
- 提出書類を精査の結果、世田谷区が示した機能要件を満たしていることを確認。
- RFIに応じたのが一社であったことから、プロポーザルを見送り、株式会社ジムコの提案した「知財創庫」を汎用台帳システムに選定。
- 選定結果をもって、知財創庫を随意契約で調達した。



# RFIで示した要件

- 導入実績が豊富で、信頼性の高い業務パッケージであること。
- 担当職員が台帳業務を容易にシステム化、維持、管理できること。
- 専用コマンドやプログラム言語に頼らず、経験が浅い職員でも運用できること。
- アクセス権限、操作権限を簡便に設定できること。操作履歴や更新履歴を参照でき情報セキュリティに配慮した構造であること。
- AD操作権限と連携できるインターフェイスを備えること。
- OSやミドルウェア等のバージョンアップに阻害されず、安定運用できること。
- システムの設計変更（項目の追加、修正）が職員でも実行可能なこと。
- レコード単位、項目単位のマスキングが可能なこと。
- 帳票設計、出力が簡便に行えること。

**重要**

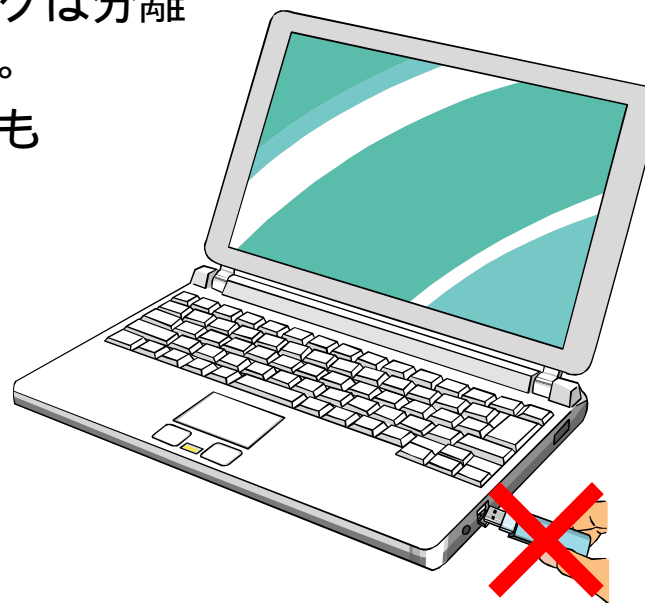
# RFIで求めた機能

項目	項目	機能要件
システム	2-1	2次元コードの取得(JAN/EAN、日本企業規格「JAN」)に対応した認識装置が利用できること(パッケージソフトであること)
	2-2	PDF、XMLビューア、PDF/HTML等の電子文書(HTML)の閲覧ができることなど、必要に定める機能であること
	2-3	当社ソフトのインストール、開発会社ホームページからダウンロードフォームの提供等に、適切な対応をとること
	2-4	JAVAを標準しないシステムであること
	2-5	文字種別漢字(仮名)の対応した印刷フロントに対応していること(片手印刷)
	2-6	上記以外の文字コードに対応していること
データベース機能	2-1	データベースの設計が容易にできること(単独の機能が設計できることが望ましい)
	2-2	データベースの設計(論理設計、物理設計、構築等)が簡単に実行できること(必要の機能が利用できることが望ましい)
	2-3	データベースの設計(論理設計、物理設計、構築等)が不要なこと(本館の機能が対応できることが望ましい)
	2-4	データベースの全ての機能がインテグレーション管理できること
	2-5	検索(検索対象、検索ファイルサイズ等)に制限があること
	2-6	様々な形式の電子データが管理できること
検索機能	2-7	データベースに書き込んだデータの書き換えの制限がされない仕組みであること
	2-8	データの無制限管理ができること
	2-1	複数の検索機能を提供すること
	2-2	複数データベースを統合する検索ができること
書式設計機能	2-3	検索結果を自由に組み合わせて表示の検索ができること(例:検索結果の絞り込み検索、年度別・年度間一括印刷、同一検索)
	2-1	様々な書式を印刷として取り込み、入力フィールドを設定できること
	2-2	作成した書式を利用し、データベースにデータを登録できること
その他	2-3	作成した書式を印刷(簿記の追加、修正、削除等)が簡単に実行可能のこと(本館の機能が設計できることが望ましい)

項目	項目	機能要件	
書式設計機能	2-4	書式設計が簡単で、ページ印刷形式、印刷位置が不要なこと(必要の機能が対応できることが望ましい)	
	2-5	ユーザが印刷できるプログラムをインストールできること	
	2-6	書式内に検索機能を搭載して検索できること	
	2-7	Javascriptで指定された印刷を実行できること	
	2-1	スキャナから直接データを登録できること	
	2-2	特定フォーマットに保存されているデータを登録できること	
	2-3	複数の画像データを同一日に登録できること	
検索機能	2-4	作成した検索条件のサムネイル機能を提供できること	
	2-5	他のデータベースのレコード検索を簡単に連携することができること	
	2-6	他のデータベースを参照しながら登録できること	
	2-7	PDF以外の検索結果に自動変換して登録できること	
	表示機能	2-1	登録されている検索データを一覧形式(サムネイル機能)で表示できること
		2-2	検索ページがある状態を一覧形式で表示できること
		2-3	登録されている文字データを一覧形式で表示できること
セキュリティ	2-4	当該検索(大きな検索を繰り返しても検索が滞りたくない)ができること	
	2-1	各データベース単位でのアクセス管理が設定できること	
	2-2	検索機能を用いることで、都・区・市・個人単位で設定、管理できること	
	2-3	データベース単位で、レコード単位、フィールド(項目)単位でのアクセス管理ができること	
その他	2-4	各種ログ管理(システムログ、操作ログ、エラーログ等)があること	
	2-1	豊富な個人情報があつたパッケージソフトであること	
2-2	二次元バーコードを印刷して簡単に電子化ができること(必要がある場合は標準としてほしい)		

# 汎用台帳システムの構築

- 汎用台帳システムとして「知財創庫」を500ユーザー、100台帳のライセンスで調達。
- 汎用台帳システムは、個人情報扱う業務系ネットワーク内の仮想サーバに構築。
- 汎用台帳システムにはシングルサインオンでログイン。
- 業務系ネットワークと情報系ネットワークは分離されており、相互のデータ交換は不可能。
- 業務系ネットワークはインターネットとも完全分離。
- 業務系ネットワークはUSBメモリ等の外部媒体の利用を技術的に禁止し、データの持ち出しは不可能。

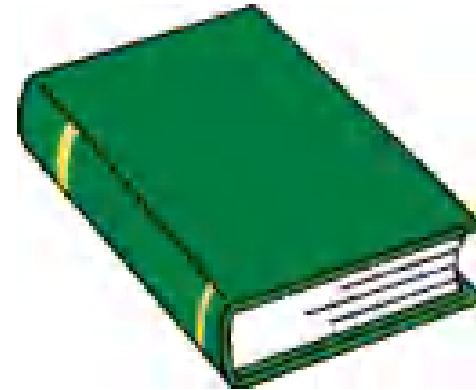


# 汎用台帳システム活用の手続き

- 紙台帳の電子化など、新規にデータベース化する場合には、「新たな個人情報の項目を電子計算機に記録する」ものとして、世田谷区個人情報保護条例に基づき世田谷区情報公開・個人情報保護審議会に諮問する必要がある。

世田谷区個人情報保護条例第17条第4項

「実施機関は、電子個人情報ファイルとして、新たな個人情報等の項目を電子計算機に記録するときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。」





# 汎用台帳システムの活用事例

- 台帳名 あんしんすこやかセンター利用者基本台帳
- 目的 あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）が総合相談・支援、介護予防ケアマネジメント、権利擁護及び包括的・継続的ケアマネジメント等に利用している紙台帳について、区との連携強化並びに区民サービスの向上を図るために電子化する。
- 主な項目 氏名、住所、生年月日、性別、世帯状況、公的扶助、医療、サービス利用状況、介護状況、家族情報、援助者情報など
- レコード数 約180,000レコード
- 利用開始 平成27年12月
- 区内27ヶ所のあんしんすこやかセンターで保管されている紙台帳をスキャンして電子化（委託により順次作業中）。
- 新規データのために住基増異動情報を月次連携。作業は世田谷サービス公社に委託。

# あんしんすこやかセンター利用者基本台帳

更新日  
平成20年9月1日

被保護者番号 ( 999001501 )      **利用者基本台帳**       見守りフォローリスト対象者

本人	氏名・フリガナ		性別	更新加算日		過去の経緯		有	
	除黒日	除黒理由		既設加算日		退付理由			
	( ) 産女			退付チェックリスト実施日		退付文書			
				退付チェックリスト		チェックリスト実施日			
介護情報	住所・区		緊急連絡先	介護施設	介護内容				
	介護内容			介護施設名	介護内容				
	<input type="checkbox"/> 住居加算特例法	受給者		介護施設					
	氏名・住所			介護施設	介護の状況				
介護情報			介護施設	ケアマネジャー	事業所名称		連絡先	性別	
				民生委員	氏名		連絡先	更新日	
				病院	<input type="checkbox"/> 国保 <input type="checkbox"/> 社保 <input type="checkbox"/> 後援 <input type="checkbox"/> その他				
				医師	<input type="checkbox"/> 診 <input type="checkbox"/> 診 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 2次				
				手帳	<input type="checkbox"/> 診 <input type="checkbox"/> 内 <input type="checkbox"/> 調 <input type="checkbox"/> 聴 <input type="checkbox"/> 書・言	等級	種	交付日	
					<input type="checkbox"/> 書	等級	種	交付日	
					<input type="checkbox"/> 聴	等級	種	交付日	
				障害					
				国籍種別	主たる国	氏名	備考 ( 印刷用 ) 入力		

# 紙台帳のスキャン方法

福祉系システムから抽出した基本情報を元に台帳D Bを作成し、各レコードに管理番号を付番する。



台帳D BからQ Rセパレータ台帳を生成する。Q Rコードには管理番号を埋め込む。



Q Rセパレータ台帳を先頭に紙台帳（両面。複数枚の場合あり。）を個人ごとに組み合わせてスキャンする。



紙台帳は、片面ずつT I F F化する。ファイル名にはスキャン順の昇順になるように連番を付け、個人ごとにフォルダを作成してその中に格納する。

# QRセパレータ台帳

QRセパレータ台帳		管理番号	
		00000002	
お申し込みのセパレーター名	管理番号		
若林	1234567		
氏名	フリガナ		性別
世田谷 太郎	せがや たろう		男
住所	受付日		
世田谷1丁目2番3号	昭和23年4月5日		
方面			
世田谷ハイグ101			

# A4インクジェット複合機の購入

- 紙台帳をあんしんすこやかセンターから持ち出さずにスキャンするために、A4インクジェット複合機を27ヶ所分、27台購入した。
- 機種選定では、有線LANでの接続が可能なこと、スキャンデータをネットワーク上のファイルサーバに保存可能なこと、安価なことを条件に、適合機種を探した。
- 条件に適合した機種として、エプソンのPX-M740Fを選択した。
- あんしんすこやかセンターには文書や介護保険資格者証のプリント用にレーザープリンタを設置していたが、A4インクジェット複合機の設置に伴い、レーザープリンタは引き上げた。



# スキャンデータのDB登録方法

台帳DBへの取り込み処理を行う。処理順はフォルダ及びファイル連番の昇順。



ファイル連番はQRセパレータ台帳が先、紙台帳が後になっているので、まずQRセパレータ台帳が読み込まれる。



QRコード内の管理番号のレコードに、続くファイル連番の紙台帳を登録していく。



新たなQRセパレータ台帳を読み込んだら、そのセパレータの管理番号のレコードに処理対象を移し、③の処理を行う。以下フォルダ内のファイル連番が終了するまで繰り返し。

# 住基異動情報の月次連携

福祉系システム等から住基異動者（増・減）を抽出する。



住基系システムと突合して必要な情報を取得する。



増異動者は台帳DBに取り込む（外字は“\_”に置き換え）。  
減異動者（転出、死亡等）はその情報を台帳に反映する。



紙の「異動者リスト」（外字印字あり）をあんしんすこやかセンターに送付する。

# 汎用台帳システムの活用事例

- 台帳名 空家等管理台帳
- 目的 空家等の状況把握やその対策取り組むにあたり、空家等の所在地、その所有者等の情報及び対応経過について記録し、情報を管理する。
- 項目 氏名、住所、電話番号、性別、親族等の状況、建物の所在地、建物等の状況、苦情・相談内容、対応経過
- レコード数 約1,200レコード
- 利用開始 平成28年4月
- データは全て職員が新規入力。





# 空家等の対策

## 世田谷区空家等の対策の推進に関する条例 (平成28年4月1日施行)

<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/102/119/915/d00145318.htm>

- 「空家等対策の推進に関する特別措置法」に定めるもののほか、空家等の適正な管理について必要な事項を定めることにより、地域住民の生命、身体または財産の保護をするとともにその生活環境の保全を図り、安全で安心な地域社会の実現を寄与することを目的とする。

## 世田谷区空き家等地域貢献活用相談窓口 (平成25年度～)

<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/102/119/331/332/d00127004.html>

- 区内の空き家等（空き家・空室・空き部屋）を地域の資源と考え、地域コミュニティの活性化・再生につながる公益的な活用を進めていくため、オーナー向けの相談窓口を開設した。
- 空き家等をお持ちで、地域のために役立てたいと考えるオーナーの方から相談を受け付け、活用に対する考えをうかがいながら、活用方法などについて一緒に考える。

# 汎用台帳システムの活用事例

- 台帳名 生活環境保全のための対応管理票
- 目的 いわゆる「ごみ屋敷」といわれる、適切な管理がなされていない住居及びその敷地について、解決のための対策に取り組むにあたり、居住者等の情報や、対応経過について記録し、情報を管理する。
- 項目 氏名、住所、電話番号、生年月日、性別、管理不全住居の状況、居住者の状況、苦情・相談内容、居住者等との関係、対応経過
- レコード数 13レコード
- 利用開始 平成28年4月
- データは全て職員が新規入力。



# 生活環境保全のための対応管理票

生活環境保全のための対応経過管理票

受付管理番号  × 基礎情報入力所管  台帳作成年月日  台帳終了年月日

日付  日付

変更反映 [請求権者人]

TOP  
基礎情報修正

**居住者情報**

住所  丁目  番  号 地域

方番  住民登録票

地番  丁目  番 住民登録場所

戸籍情報  本籍地

氏名  性別

生年月日  年齢

世帯構成  電話番号

備考

**関係者情報**

住所  方番

氏名  関係

電話番号

住所  方番

氏名  関係

電話番号

**物件情報**

対応履歴

1/1

居住者等  
対応

相談者等  
対応

調査

庁内・関係機関  
等との調整

その他

居住者等  
対応一覧

相談者等  
対応一覧

調査一覧

庁内・関係機関  
等との調整一覧

その他一覧

対応日時	所管・記入者	分類	写真	件名
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

**第1次・2次判断** 日付

判断日

**審査会による判断** 日付

判断日

判断結果

判断結果

**支援**

居住者支援 日付

消耗品支給

地域住民支援

# いわゆる「ごみ屋敷」対策

世田谷区住居等の適正な管理による良好な生活環境の保全に関する条例（平成28年4月1日施行）

<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/102/126/443/d00145089.html>

- 生活意欲や判断能力の低下、心身の状況などにより、家の中に大量の物品を溜め込んでしまう場合がある。
- こうした状況が続くと、いつのまにか住居の周囲にまで物があふれ出し、悪臭や害虫の発生、通行の障害になるなど、居住者自身の生活環境が悪化するだけでなく、地域住民の生活環境にも影響を及ぼしかねない事態となる。
- このようないわゆる「ごみ屋敷」に対応するため、条例を施行し、地域における良好な生活環境の保全に努める。

# 汎用台帳システムの活用事例

- 台帳名 法定調書作成システム
- 目的 個人番号制度の開始に伴い、税務署提出用の法定調書個人番号の記載が必要となるため、ログ管理等のセキュリティの整った汎用台帳システム内に法定調書作成システムを構築し、個人番号を含む法定調書の作成に活用する。
- 項目 法定資料の種類、提出義務者、支払を受ける者、支払金額、提出先市町村コードなど
- レコード数 約13,000レコード/年
- 利用開始 平成28年11月
- データは全て職員が新規入力。



# 法定調書作成システムの機能

- 給与支払報告書・源泉徴収票
  - 支払データ作成
  - 個人番号（本人・16歳以上税扶養対象親族分）入力
  - 源泉徴収票印刷用データ（個人番号なし）抽出
  - 給与支払報告書・税務署提出用データ（個人番号あり）抽出
  - 本人交付用源泉徴収票（個人番号なし）印刷
- 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
  - 支払データ作成
  - 個人番号（相手方のみ）入力
  - 税務署提出用データ（個人番号あり）抽出
  - 本人交付用支払調書（個人番号なし）の印刷
- 不動産の使用料等の支払調書
  - 支払データ作成
  - 個人番号（相手方・あっせんをした者）入力
  - 税務署提出用データ（個人番号あり）抽出
  - 本人交付用支払調書（個人番号なし）の印刷

# 汎用台帳システムの活用事例

- 台帳名 妊娠期面接実施データベース
- 目的 世田谷版ネウボラの妊娠期面接の実施にあたって、面接を受けた妊婦の状況や面接後の対応を記録し、ネウボラ・チームで共有する。また、面接を受けた後、支援を要する妊婦については、引き続き経過を記録し、切れ目ない支援につなげる。
- 項目 氏名、住所、電話番号、生年月日、妊娠に対する今の気持ち、妊娠中や産後の心配や困りごと、面接内容など
- レコード数 約9,000レコード / 年
- 利用開始 平成29年4月
- データは全て職員が新規入力。



# 世田谷版ネウボラとは

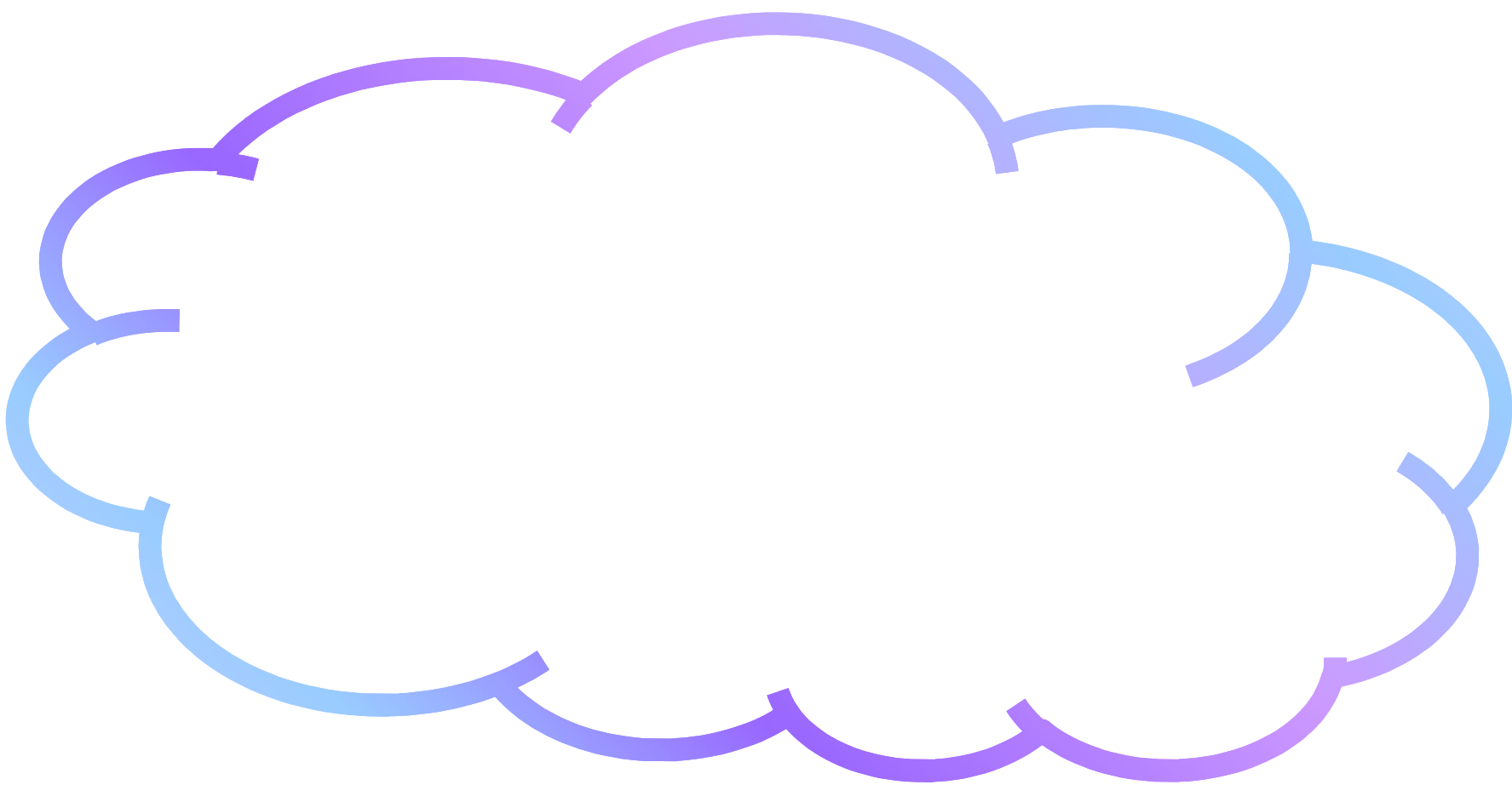
- 区では「子どもを生き育てやすいまち」をめざし、フィンランドの取り組みを参考として、妊娠期から子育て家庭を支える切れ目ないサポート体制の充実に向けて、「世田谷版ネウボラ」を開始した。

ネウボラ（フィンランド語）＝相談・アドバイスの場所

- 平成28年7月から各総合支所健康づくり課に保健師に加え、母子保健コーディネーター、子ども家庭支援センター子育て応援相談員とともに「ネウボラ・チーム」を発足し、妊娠期の面接相談を行っており、医療や地域と連携し、就学前までの子育て家庭を切れ目なく支える独自のネットワーク体制の構築をめざしている。
- 総合支所に配置する「ネウボラ・チーム」が妊娠中のすべての方を対象に、出産・育児などの不安や悩みなど、面接を行う。

ネウボラ・チームの構成

- ・保健師
- ・母子保健コーディネーター（助産師、保健師、看護師）
- ・子育て応援相談員（社会福祉士、保育士等）



世田谷版ネウボラについて  
詳しくは

<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/103/127/444/d00146504.html>

# 汎用台帳システム活用の課題

- ライセンス数を500ユーザ、100台帳でスタートしたため、既存のエクセル、アクセス等で管理している台帳の移行が進行していない。
- 新規データ化案件についても、ライセンス数が少ないため、積極的な誘導はしていない。



平成29年度に向けて、ライセンス数の見直しと、当初の予定である既存のエクセル、アクセス等で管理している台帳の移行を進める。

# 汎用台帳システム活用の課題

- 「職員が容易に自力でセキュアな電子台帳を構築できること」がねらいであるが、エクセルやアクセスと同じく扱う職員のスキルに左右されるところがある。
- ノウハウが継承されず、作った職員が異動するとお手上げになる。



平成29年度から定期的な操作研修を実施して、汎用台帳システムの普及に必要なスキルの全体的底上げを図る。

# 人事院「懲戒処分の指針について」 の一部改正について

<http://www.jinji.go.jp/kisya/1609/choukai280930.htm>

- 人事院は9月30日（金）、「懲戒処分の指針について」の一部改正を各府省等に通知した。
- 懲戒処分の指針は、各任命権者の行う懲戒処分がより一層厳正に行われるよう、処分量定を決定するに当たっての参考にするための指針として、平成12年3月に人事院より各府省に発出したものであり、標準例として、懲戒処分の対象となり得る代表的な事例とその標準的な処分量定が掲げられている。
- 今回の改正は、近年、サイバー攻撃の脅威が増大するなどして、従来以上に厳重な情報管理・保全が求められる状況にあることなどの社会情勢の変化等を踏まえたものである。

# 人事院「懲戒処分の指針について」 の一部改正について

## 秘密漏えいに係る標準例の追加

- 秘密漏えいの標準例として掲げている故意の秘密漏えいについて、「自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏えいした場合」の標準的な処分量定を明確化する（免職とする）とともに、過失による情報流出の標準例を新設する。

## 改正する標準例

- 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、免職又は停職とする。この場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした職員は、免職とする。
- 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、停職、減給又は戒告とする。

ご清聴ありがとうございました。